

2 市税・国民健康保険・国民年金

日本に住む外国人も、日本で働いて、給料をもらったとき、税金を払わなければなりません。それから、住民登録している外国人は、国民健康保険などの健康保険にかならず入って、保険料を払わなければなりません。

(1) 市税【市に払う税金】

市民税課、固定資産税課、納税課

●市税【市に払う税金】について【質問があるとき→市民税課、固定資産税課】

市民税(住民税)は所得[もらった給料などの金額]によって税金がいくら決まります。前の年の所得で決まった税額を、1月1日に住所があった市に払います。給料から税金を払っていない人に、熊本市が毎年6月納税通知書[税金を払うお知らせ]を送ります。(会社が、毎月の給料から住民税を引いて払う方法もあります。)所得の税は、国にも払わなければなりません。住民税のほかに、土地や家などを持っているときは固定資産税・都市計画税、軽自動車やバイクを持っているときは軽自動車税、を払わなければなりません。

●市税の払い方【質問があるとき→納税課】

市税は、下↓の方法で払います。払う期限[払うことができる最後の日]があります。期限までに払わなかったら、※払うお金が増えます。※税金といっしょに延滞金も払わなければなりません。

方法	説明
納付書払い 納税通知書を使って 払う方法	○銀行や郵便局などの窓口で払うことができます。 ○バーコードがある納付書は、期限[払うことができる最後の日]の前ならコンビニでも払うことができます。
口座振替 [あなたの銀行口座から お金を自動で送ります]	銀行や郵便局などの窓口、またはインターネットで申し込むことができます。
クレジットカード	スマートフォン、タブレットなどからクレジットカードで払うことができます。 ※バーコードがある納付書が必要です。

(2) 国民健康保険、後期高齢者医療制度

区役所 区民課、国保年金課

●加入【入り方】について【質問があるとき→区役所区民課】

国民健康保険は、みんなが保険料[お金]を払って、病気やけがのとき、病院で、少しのお金で病気やけがを治すためにあります。会社で、自分、または家族の健康保険に入っている人と生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険に加入し[入ら]なければなりません。後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して病院などに行くための制度です。75歳の誕生日から、みんな国民健康保険や社会保険をやめて、後期高齢者医療制度加入します。また、65歳以上で

障がいを持っている人は、申請[申し込み]すると加入できます。

●給付[お金をもらうこと]について【質問があるとき→区役所区民課】

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入したら[入ったら]、保険証をもらいます。病院などにいったときは、保険証を病院の人にみてください。それから、子どもを生んだとき、家族が亡くなったとき、病院などに払ったお金がとて高くなったときに、市役所に届けると、お金をもらうことができる場合があります。

●特定健康診査【質問があるとき→国保年金課】

国民健康保険に加入している[入っている]40歳から74歳の方は、病気を見つけたり、病気にならないようにするための健康診断を安く受けることができます。また、後期高齢者医療保険に加入している[入っている]人は、※生活習慣病やフレイルにならないための後期高齢者健診と歯科口腔健診(歯の検診)を安く受けることができます。どちらの健診も受診券が必要です。 ※生活習慣病:糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの病気

●保険料[保険のために払うお金]と払い方【質問があるとき→国保年金課】

国民健康保険料は、加入する[入る]人数と前の年の所得額[もらった給料などの金額]によって、※世帯ずつ保険料が決まります。毎年6月に、熊本市が納付通知書[保険料を払うお知らせ]を送ります。後期高齢者医療の保険料は、一人ずつ払います。毎年7月に、熊本市が納付通知書[保険料を払うお知らせ]を送ります。保険料の払いは、納付通知書を使って、銀行や郵便局の窓口で払うだけでなく、口座振替[銀行口座からお金を自動で送ります]もできます。国民健康保険料は、期限[払うことができる最後の日]の前なら、コンビニでも払うことができます。 ※世帯:いっしょに住んでお金をいっしょに使っている家族などのグループ

(3)国民年金

区役所 区民課

●国民年金について【質問があるとき→区役所区民課】

国民年金は、国の年金です。20歳から60歳までの人が、国民年金に加入し[入って]、お金を払います。会社で働いていて、厚生年金保険に加入している人は、国民年金に加入しなくてもいいです。年をとったときや、障がい者になったとき、生活のお金をもらうことができます。国民年金の加入は、区役所の区民課でできますが、お金をもらうときは、年金事務所にいかなければならないときがあります。

●国民年金保険料[払うお金]【質問があるとき→区役所区民課】

国民年金の保険料は、一か月17,000円ぐらいです。お金があまりなくて、保険料を払うことができない人は、申し込んだら、保険料を払わなくてもよくなったり、あとで払うことができる制度があります。



学生は、「学生納付特例制度」があります(留学生も使うことができます)

「学生納付特例制度」は、国民年金に入っている学生で、お金があまりない場合、申し込んだら保険料をあとで払うことができる制度です。

がくせい の うふとくれいせいど
「学生納付特例制度」の
もうこ 必要なもの
申し込み

ねんきんてちょう
(1)年金手帳

がくせいしやう ざいがくしやうめいしよ
(2)学生証、在学証明書など(あなたが学生だとわかるもの)

いんかん
(3)印鑑(あなたのかわりに ほかの人が 申し込む場合)